3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び鳴門市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県板野郡板野町大坂字川北八六の一七、字川向六九の五八、六九の六一から六九の六六まで、六九の七〇、六九の七二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び板野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県鳴門市撫養町木津字大林一三二八の一二、一三二八の二九、一三二八の六九、一三二八の七〇、一三三一、字栗木谷一三三二の一、一三三二の八、字船山一三三三の一、撫養町黒崎字清水二二六から二三九まで、瀬戸町明神字水汲谷一の一、大津町大代字西奥一八八一から一八九一から一九〇一まで、一九〇四から一九〇七まで、一九一〇、一九一一、一九一三から一九一七まで、一九一八の一、一九一八の二、一九二〇、一九二六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字水汲谷一一の一、字西奥一八八一から一八八九の一、一八九〇の一、一八九〇の二、一八九一から一九〇一まで、一九〇四から一九〇七まで、一九一〇、一九一一、一九一三から一九一七まで、一九一八の一、一九一八の二、一九二〇、一九二六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び鳴門市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県板野郡板野町松谷字日ケ谷二一の一三五、二一の一三六の一、二一の一三六の二、二一の一三七から二一の一五二まで、二二の一から二二の六六まで、二三の一、二三の二、二四の一、二四の二、二五から二七まで、犬伏字西山一の一から一の一六まで、二の一から二の一四まで、三の一から三の一六まで、四の一から四の三二まで、五の一から五の一六まで、六、七の一から七の三二まで、八の一から八の一五まで、字東山一の一から一の一八まで、二の一から二の一〇まで、字瓢谷一四の一から一四の一六まで、一五の一から一五の一七まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び板野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県鳴門市北灘町大浦字元内一〇の三二から一〇の三五まで、二〇、二三から二五まで、北灘町粟田字大岸九一の一、九一の二六、字助ノ谷二五の一（次の図に示す部分に限る。）、四四、字ハシカ谷七〇、七八、九六（次の図に示す部分に限る。）、北灘町櫛木字ハリ山三六、三七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字元内一〇の三二から一〇の三五まで、二〇、二三から二五まで、字助ノ谷二五の一、四四、字ハシカ谷七〇、七八、九六、字ハリ山三六・三七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び鳴門市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県鳴門市北灘町折野字大川筋八三の一、八四の一、八五の一、八五の二、三二、四五、四七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大川筋八三の一・八四の一・八五の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇五、一〇六の一、一〇六の二、字柴折二五・三二・四五・四七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び鳴門市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月十四日

農林水産大臣　林　芳正